

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 第19期末 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	47,981,981	預金	133,312,406
コールローン及び買入手形	589,776	譲渡性預金	17,192,572
買現先勘定	11,623,654	コールマネー及び売渡手形	1,312,790
債券貸借取引支払保証金	2,707,711	売現先勘定	18,607,255
買入金銭債権	3,208,004	債券貸借取引受入担保金	958,148
特定取引資産	12,589,294	コマーシャル・ペーパー	2,105,067
金銭の信託	582,368	特定取引負債	8,115,377
有価証券	43,697,262	借入金	7,441,822
貸出金	83,704,675	外国為替	532,042
外国為替	2,084,756	短期社債	456,045
金融派生商品	1,719,349	社債	10,321,672
その他資産	6,174,020	信託勘定借	1,160,608
有形固定資産	1,135,449	金融派生商品	1,739,671
建物	268,587	その他負債	5,862,013
土地	624,429	賞与引当金	104,131
リース資産	7,622	変動報酬引当金	2,935
建設仮勘定	124,049	退職給付に係る負債	71,049
その他の有形固定資産	110,762	役員退職慰労引当金	683
無形固定資産	620,224	貸出金売却損失引当金	1,074
ソフトウェア	410,026	偶発損失引当金	6,762
のれん	56,249	睡眠預金払戻損失引当金	22,099
リース資産	2,758	債券払戻損失引当金	14,419
その他の無形固定資産	151,190	特別法上の引当金	3,135
退職給付に係る資産	1,109,107	繰延税金負債	215,557
繰延税金資産	31,402	再評価に係る繰延税金負債	61,915
支払承諾見返	6,602,744	支払承諾	6,602,744
貸倒引当金	△575,572	<b>負債の部合計</b>	<b>216,224,003</b>
投資損失引当金	△0	<b>(純資産の部)</b>	
<b>資産の部合計</b>	<b>225,586,211</b>	資本金	2,256,767
		資本剰余金	1,135,940
		利益剰余金	4,421,655
		自己株式	△7,124
		株主資本合計	7,807,239
		その他有価証券評価差額金	1,132,460
		繰延ヘッジ損益	31,618
		土地再評価差額金	136,384
		為替換算調整勘定	△139,514
		退職給付に係る調整累計額	288,088
		その他の包括利益累計額合計	1,449,035
		新株予約権	134
		非支配株主持分	105,797
		<b>純資産の部合計</b>	<b>9,362,207</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>225,586,211</b>

# 連結損益計算書 第19期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>3,218,095</b>
資金運用収益	1,333,509
貸出金利息	942,426
有価証券利息配当金	240,494
コールローン利息及び買入手形利息	2,190
買現先利息	41,535
債券貸借取引受入利息	2,946
預け金利息	45,411
その他の受入利息	58,503
信託報酬	55,160
役務取引等収益	843,953
特定取引収益	388,441
その他業務収益	358,254
その他経常収益	238,776
償却債権取立益	5,034
その他の経常収益	233,741
<b>経常費用</b>	<b>2,681,789</b>
資金調達費用	427,826
預金利息	137,405
譲渡性預金利息	28,906
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,907
売現先利息	56,199
債券貸借取引支払利息	788
コマーシャル・ペーパー利息	3,564
借入金利息	16,867
短期社債利息	55
社債利息	163,863
その他の支払利息	18,266
役務取引等費用	156,805
特定取引費用	311
その他業務費用	195,683
営業経費	1,414,608
その他経常費用	486,554
貸倒引当金繰入額	180,636
その他の経常費用	305,918
<b>経常利益</b>	<b>536,306</b>
<b>特別利益</b>	<b>142,202</b>
固定資産処分益	3,030
退職給付信託返還益	76,996
過去勤務費用処理額	62,176
<b>特別損失</b>	<b>26,345</b>
固定資産処分損	9,606
減損損失	12,793
確定拠出年金移行差損	3,320
その他の特別損失	625
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>652,163</b>
法人税、住民税及び事業税	165,688
法人税等調整額	9,099
<b>法人税等合計</b>	<b>174,788</b>
<b>当期純利益</b>	<b>477,375</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	6,355
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>471,020</b>

# 連結株主資本等変動計算書 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,256,767	1,136,467	4,174,190	△6,414	7,561,010
会計方針の変更による累積的影響額			△32,639		△32,639
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,256,767	1,136,467	4,141,550	△6,414	7,528,370
当期変動額					
剰余金の配当			△190,418		△190,418
親会社株主に帰属する当期純利益			471,020		471,020
自己株式の取得				△2,545	△2,545
自己株式の処分		△99		1,835	1,736
土地再評価差額金の取崩			271		271
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△526			△526
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金減少高			△668		△668
利益剰余金から資本剰余金への振替		99	△99		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△526	280,105	△709	278,869
当期末残高	2,256,767	1,135,940	4,421,655	△7,124	7,807,239

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	823,085	72,081	136,655	△133,178	94,317	992,960	213	109,662	8,663,847
会計方針の変更による累積的影響額						—			△32,639
会計方針の変更を反映した当期首残高	823,085	72,081	136,655	△133,178	94,317	992,960	213	109,662	8,631,208
当期変動額									
剰余金の配当									△190,418
親会社株主に帰属する当期純利益									471,020
自己株式の取得									△2,545
自己株式の処分									1,736
土地再評価差額金の取崩									271
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△526
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金減少高									△668
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	309,374	△40,463	△271	△6,336	193,770	456,074	△79	△3,865	452,130
当期変動額合計	309,374	△40,463	△271	△6,336	193,770	456,074	△79	△3,865	730,999
当期末残高	1,132,460	31,618	136,384	△139,514	288,088	1,449,035	134	105,797	9,362,207

## 計算書類

### 貸借対照表 第19期末 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	130,137
現金及び預金	44,965
前払費用	4,111
その他の流動資産	81,060
固定資産	14,039,114
有形固定資産	52,571
建物	3,661
器具及び備品	185
土地	32,125
建設仮勘定	16,599
無形固定資産	6,100
商標権	0
ソフトウェア	5,168
その他の無形固定資産	931
投資その他の資産	13,980,442
投資有価証券	2
関係会社株式	6,079,112
関係会社長期貸付金	7,851,894
長期前払費用	119
前払年金費用	26,963
その他	22,350
<b>資産の部合計</b>	<b>14,169,252</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	887,161
短期借入金	850,000
未払金	2,746
未払費用	29,596
未払法人税等	609
預り金	2,879
前受収益	2
賞与引当金	542
変動報酬引当金	783
固定負債	7,884,373
社債	7,681,894
長期借入金	170,000
繰延税金負債	271
退職給付引当金	10,462
その他の固定負債	21,744
<b>負債の部合計</b>	<b>8,771,534</b>
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	5,397,584
資本金	2,256,767
資本剰余金	1,196,659
資本準備金	1,196,659
利益剰余金	1,949,956
利益準備金	4,350
その他利益剰余金	1,945,606
繰越利益剰余金	1,945,606
自己株式	△5,798
評価・換算差額等	△1
その他有価証券評価差額金	△1
新株予約権	134
<b>純資産の部合計</b>	<b>5,397,718</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>14,169,252</b>

## 損益計算書 第19期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	268,904
関係会社受取配当金	231,972
関係会社受入手数料	36,932
営業費用	37,979
販売費及び一般管理費	37,979
営業利益	230,925
営業外収益	129,517
貸付金利息	128,696
その他の営業外収益	820
営業外費用	136,537
支払利息	1,923
社債利息	121,855
社債発行費	7,033
その他の営業外費用	5,724
経常利益	223,905
特別利益	3,259
過去勤務費用処理額	3,220
その他の特別利益	39
特別損失	393
確定拠出年金移行差損	281
固定資産処分損	112
税引前当期純利益	226,771
法人税、住民税及び事業税	1,229
法人税等調整額	△1,143
法人税等合計	85
当期純利益	226,685

## 株主資本等変動計算書 第19期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,256,767	1,196,659	—	1,196,659	4,350	1,909,437	1,913,787	△4,982	5,362,232	
当期変動額										
剰余金の配当						△190,418	△190,418		△190,418	
当期純利益						226,685	226,685		226,685	
自己株式の取得								△1,848	△1,848	
自己株式の処分			△99	△99				1,032	933	
利益剰余金から資本剰 余金への振替			99	99		△99	△99		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	36,168	36,168	△816	35,351	
当期末残高	2,256,767	1,196,659	—	1,196,659	4,350	1,945,606	1,949,956	△5,798	5,397,584	

	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	△3	213	5,362,442
当期変動額			
剰余金の配当			△190,418
当期純利益			226,685
自己株式の取得			△1,848
自己株式の処分			933
利益剰余金から資本剰 余金への振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2	△79	△76
当期変動額合計	2	△79	35,275
当期末残高	△1	134	5,397,718

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

#### E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木	竜二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中桐	徹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林	慎一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	充洋	㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人	
東 京 事 務 所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高木 竜二 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中桐 徹 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 慎一 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 充洋 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、2021年2月から3月にみずほ銀行で発生したシステム障害については、執行役等から報告を受け、事実認識、原因分析・課題認識、再発防止策等を確認しました。また、事業報告記載のとおり、外部の識者・専門家から構成された「システム障害特別調査委員会」による原因究明や再発防止策の妥当性の評価・提言の報告等も踏まえた今後の取り組みにおいて、必要に応じ損失の危険の管理に関する規程その他の体制について、改めて見直しを検討する予定であるため、監査委員会としては、その対応状況を引き続き注視してまいります。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監 査 委 員 会  
監 査 委 員 関 哲 夫  
監 査 委 員 甲斐中 辰 夫  
監 査 委 員 佐 藤 良 二  
監 査 委 員 平 間 久 顕

(注) 監査委員 関哲夫、甲斐中辰夫および佐藤良二は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

